

総合評価落札方式の入札制度改正について

平成30年12月7日
土木建築部公共工事入札管理室

大分県発注工事の入札では、平成31年4月1日から公告する全ての総合評価落札方式において、「低入札価格調査制度」を適用します。

あわせて、ダンピング受注防止対策として、総合評価落札方式における評価値の算出方式を変更します。

記

1. 改正の対象

予定価格	総合評価落札方式を適用する入札	
	5千万円以上3億円未満	3億円以上
現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
改正後	低入札価格調査制度	

※ 総合評価落札方式を適用しない入札においては、現行どおり予定価格が3億円未満は「最低制限価格制度」、3億円以上は「低入札価格調査制度」を適用します。

2. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度について

1) 最低制限価格制度とは

「最低制限価格」未満の入札者は、失格とする制度です。

2) 低入札価格調査制度とは

「低入札価格調査基準価格」未満の入札者については、適正な履行が可能であるか否かについて調査したうえで、落札者を決定する制度です。

・失格基準について

価格による「失格基準」があり、失格基準未満の入札者は失格となります。

・低入札価格調査について

低入札価格調査基準価格未満の入札者が最高評価値[※]となった場合は、工事費内訳書の根拠資料等を提出のうえ、事情聴取を受けなければなりません。

注：下記参照

3. 総合評価落札方式における評価値算出方式の変更

現行：評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格 × 1,000,000

改正後：評価値 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) / 入札価格 × 1,000,000

※施工体制評価点について

- ・低入札価格調査基準価格以上：15点
- ・低入札価格調査基準価格未満：0点

【問い合わせ先】

大分県土木建築部公共工事入札管理室

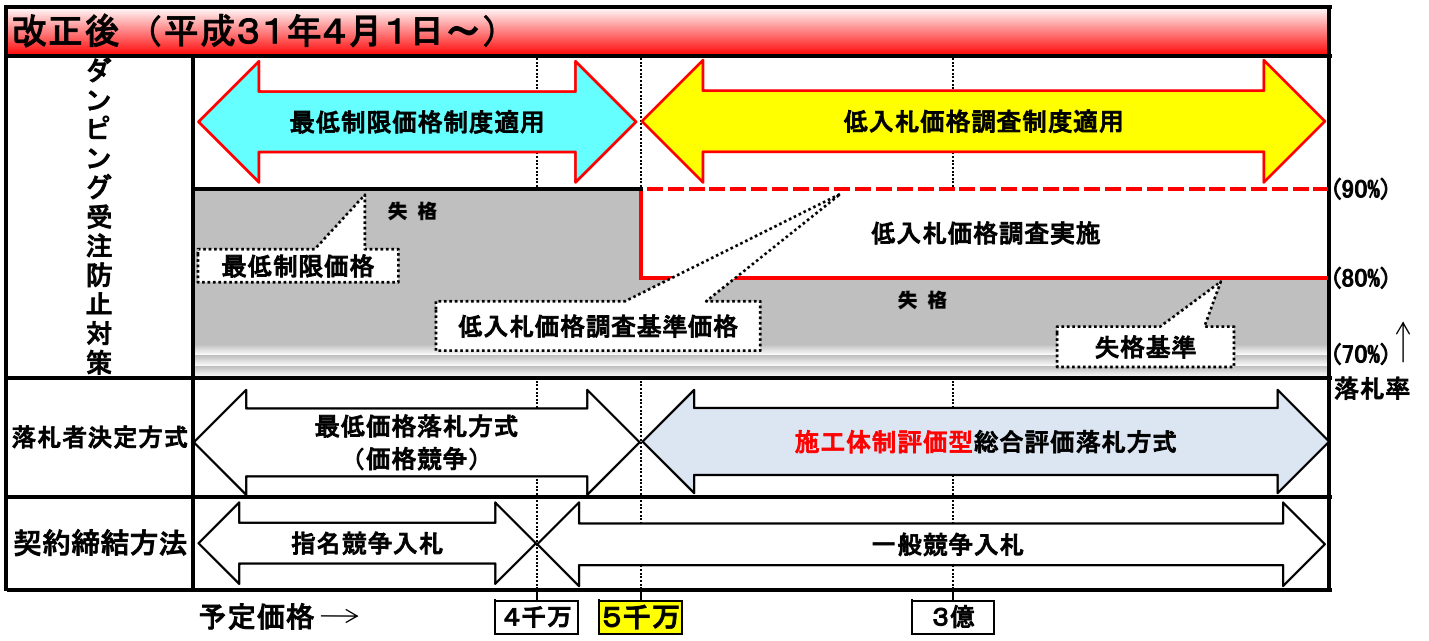
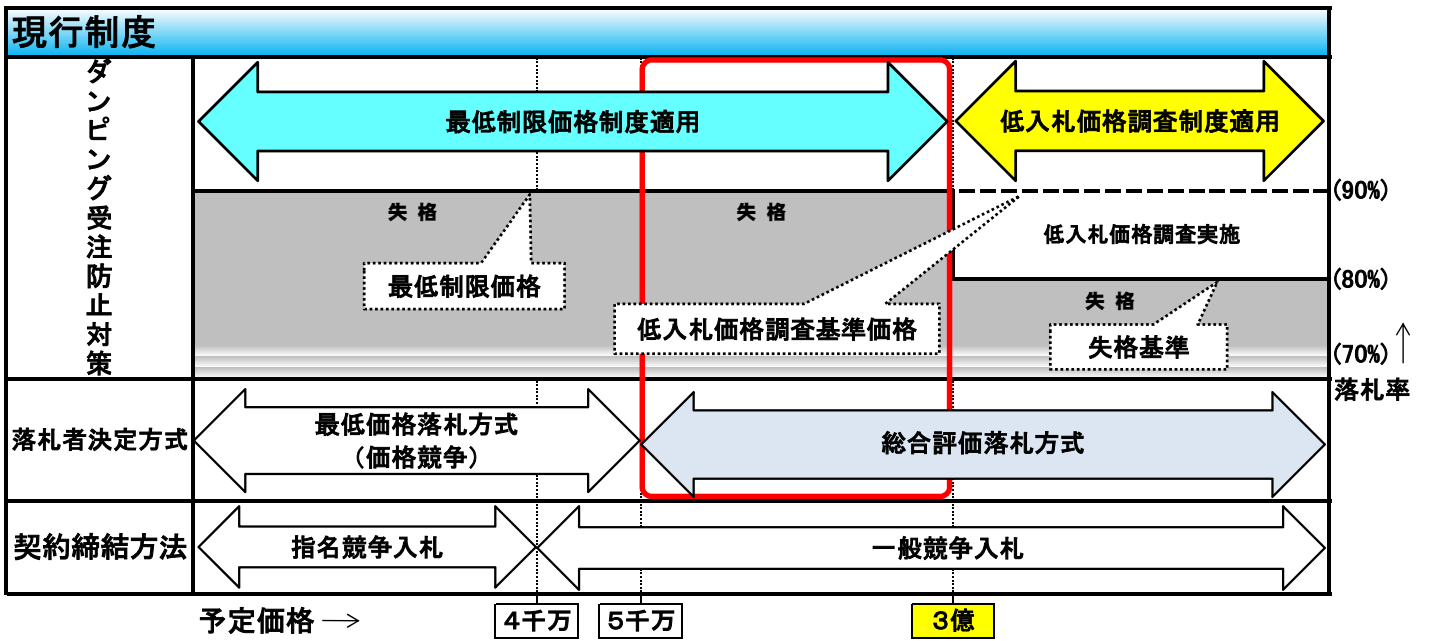
【電話】097-506-4527（直通）



安心・活力・発展

大分県土木建築部

大分県の公共工事入札制度の概要



施工体制評価型

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

施工体制評価点の加点方法

- ・低入札価格調査基準価格以上の入札: 15点を付与
- ・低入札価格調査基準価格未満の入札: 0点(付与しない)